

新	旧
<p style="text-align: center;">最終改正 令和 <u>6</u>年<u>3</u>月 <u>29</u>日国住整第 <u>126</u>号</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十七 (略) 十八 標準建設費等 「令和<u>6</u>年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和<u>6</u>年<u>3</u>月<u>29</u>日付け国住備第 <u>459</u>号、国住整第 <u>123</u>号、国住市第 <u>87</u>号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。)第1に定める標準建設費等をいう。</p> <p>第3 交付対象事業 1～4 (略) 5 国は、改良住宅建設事業、分譲改良住宅整備事業、更新住宅建設事業、分譲更新住宅整備事業、改良住宅借上事業及び更新住宅借上事業により整備する新築の住宅については、次に掲げる要件に適合する場合に、交付対象事業とするものとする。 一 原則として<u>以下の区域外</u>に存すること。 (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 (2) <u>建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)</u> 二 (略) 三 (略) 6 国は、アイヌ住宅資金等貸付事業により整備する住宅又は土地については、次に掲げる要件に適合する場合に、交付対象事業とするものとする。 一 住宅新築資金の貸付けに係る住宅又は宅地取得資金の貸付けに係る土地は、原則として<u>以下の区域外</u>に存すること。</p>	<p style="text-align: center;">最終改正 令和 <u>5</u>年<u>3</u>月 <u>31</u>日国住整第 <u>43</u>号</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十七 (略) 十八 標準建設費等 「令和<u>5</u>年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和<u>5</u>年<u>3</u>月<u>31</u>日付け国住備第 <u>473</u>号、国住整第 <u>50</u>号、国住市第 <u>115</u>号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。)第1に定める標準建設費等をいう。</p> <p>第3 交付対象事業 1～4 (略) 5 国は、改良住宅建設事業、分譲改良住宅整備事業、更新住宅建設事業、分譲更新住宅整備事業、改良住宅借上事業及び更新住宅借上事業により整備する新築の住宅については、次に掲げる要件に適合する場合に、交付対象事業とするものとする。 一 原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。 <u>(新設)</u> 二 (略) 三 (略) 6 国は、アイヌ住宅資金等貸付事業により整備する住宅又は土地については、次に掲げる要件に適合する場合に、交付対象事業とするものとする。 一 住宅新築資金の貸付けに係る住宅又は宅地取得資金の貸付けに係る土地は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平</p>

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)

二 (略)

三 (略)

第4 交付金の交付対象額

交付限度額の算定にあたっては、事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、事業実施当初の標準建設費等とすることができるものとする。

1. ~4. (略)

5. 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業

(1) ~ (5) (略)

(6) 団地関連施設整備に要する費用

(1) 二の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額(ただし、1戸当たり 3,931 千円を限度とする。)をいう。

a~d (略))

(7) (略)

6. ~12. (略)

第5~第9 (略)

別表第1 (略)

(附 則)

(中略)

成 12 年法律第 57 号)第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外に存すること。

(新設)

二 (略)

三 (略)

第4 交付金の交付対象額

交付限度額の算定にあたっては、事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、事業実施当初の標準建設費等とすることができるものとする。

1. ~4. (略)

5. 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業

(1) ~ (5) (略)

(6) 団地関連施設整備に要する費用

(1) 二の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額(ただし、1戸当たり 3,593 千円を限度とする。)をいう。

a~d (略))

(7) (略)

6. ~12. (略)

第5~第9 (略)

別表第1 (略)

(附 則)

(中略)

附 則〔令和5年3月 31 日要綱第 43 号〕

1. 改正後のこの要綱は、令和5年4月1日から施行する。
2. この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

附 則〔令和6年3月 29 日国住整第 126 号〕

1. 改正後のこの要綱は、令和6年4月1日から施行する。
2. この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

附 則〔令和5年3月 31 日要綱第 43 号〕

1. 改正後のこの要綱は、令和5年4月1日から施行する。
2. この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

(新設)